◎保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	必要書類	注意事項
①　就労 保護者のいずれもがひと月に６４時間以上仕事をしている。（※）	・就労証明書	月に６４時間以上働いていることが必要です。 ※必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
②　産前産後 母親が妊娠中であるかまたは出産後間もない。（期間は、出産（予定）日から起算して８週前の　日が属する月の初めから、産後は出産（予定）日から起算して８週を経過する日の翌日が属する月の月末までの期間）	・妊娠証明書または母子健康手帳の写し	表紙（保護者の名の確認）と出産予定日のわかるページの写しを提出してください。
③　疾病・負傷・障がい 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障がいがある。	・診断書等医師の証明、障害者手帳の写し	通院の場合は、頻度及び保育の可否を記入してください。
④　介護・看護 長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障がいがある同居の親族を常時介護または看護している。	・申立書（介護・看護する人） ・診断書等医師の証明（介護・看護される人）	障がいまたは介護の状況についてできるだけくわしく記入してください。
⑤　災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている。	・申立書 ・罹災証明書の写しなど	被害状況等についてできるだけくわしく記入してください。
⑥　求職活動（起業準備を含む） 求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている（認定後、３カ月以内に就労することが必要）。	・申立書	求職活動状況を確認するため別途資料の提出や調査をさせていただくことがあります。
⑦　就学（職業訓練等を含む） 就学している（職業訓練等を含む）。	・在学証明書または学生証の写し ・カリキュラムまたは時間割	
⑧　児童虐待・ＤＶのおそれ 児童虐待、またはＤＶのおそれがある。	・申立書など	具体的な状況を記入してください。
⑨　育児休業の継続利用 育児休業を取得する場合に、すでに保育所等を利用している児童がいて、継続利用が必要である。	・就労証明書 ・育児休業証明書	必ず勤務先の人事担当者に記入してもらってください。
⑩　その他、教育委員会が認める①～⑨に類する状態にある。	・申立書など	こども育成グループに相談してください。

（※）１日の就労時間には、休憩時間、通勤時間は含みません。

就労以外の要件での認定を申請する場合は、こども育成グループまで問い合わせてください。